

「日経テレコン21」利用申込書

下記条件にて貴社を通じ、株式会社日本経済新聞デジタルメディアが提供するビジネス情報サービス「日経テレコン21」を、裏面の利用規定を確認、同意の上、利用契約及びユーザーID・パスワードの交付を申し込みます。なお、貴社（代理店）が日経デジタルメディアの委託に基づき業務を行うことも了解します。

契約者

| | |
|--------------|-----------------|
| 会社名 | |
| 部署名 | |
| フリガナ 担当者名 | 印 (役職名) |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | — — FAX番号 — — |
| メールアドレス | @ |

契約情報

| | | | |
|----------|----|-------|----|
| 契約ID数 | ID | 追加ID数 | ID |
| 当初料金 | 円 | 基本料金 | 円 |
| 初回月 基本料金 | 円 | | |

利用者(契約者と同じ場合はご記入不要)

| | | | |
|-------------|------|-------|-----|
| 会社名 | | | |
| 部署名 | | | |
| 担当者名 (フリガナ) | フリガナ | 役職名 | |
| 住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | — — | FAX番号 | — — |
| メールアドレス | @ | | |

請求書 送付先(契約者と同一/利用者と同一/その他…下記にご記入下さい) ※いずれかに○

| | | | |
|-------------|------|-------|-----|
| 会社名 | | | |
| 部署名 | | | |
| 担当者名 (フリガナ) | フリガナ | 役職名 | |
| 住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | — — | FAX番号 | — — |

利用開始希望日 : 平成 年 月 日
情報利用料金 : 日経デジタルメディアが定めた料金表に基づく
支払条件 : 各月末締切翌月末現金振込支払となります。
※口座振替による自動払込も可能です。

*ご記入いただいた個人情報は日経テレコン21に関するご案内、ご連絡のみに利用いたします。他の目的では使用いたしません。

| | |
|-----------|---|
| 弊社 使用欄 | 新規 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> (請求コード) |
|-----------|---|

本サービス利用上の一般条項は次の通り

1. 「日経テレコン 21」（以下、本サービスという）は株式会社日本経済新聞デジタルメディア（以下、日経デジタルメディアという）が提供するビジネス情報サービスで、顧客は本サービスに係るデータ、画像、映像、ソフトウェア等の知的所有権など全ての権利は、日経デジタルメディアまたは日経デジタルメディアへの情報提供者に帰属することに同意する。
2. 以下の一般条項で規定される日経デジタルメディアに係る免責条項は全て代理店、および日経デジタルメディアへの情報提供者にも適用される。
3. 顧客へのサービスの質を向上させるために、日経デジタルメディアがプログラム、通信手段、情報内容を変更することがあることに同意する。
4. 顧客は、本サービスを顧客の組織内に於ける内部利用に限るものとし、本サービスに係るデータ、マニュアル等またはそのコピーを有料、無料を問わず第三者に提供しない。また、顧客は、別途書面により日経デジタルメディアに許可された場合を除き、いかなる形態でも、以下の行為をしてはならない。
 - (1)本サービスで提供される情報を蓄積すること（ただし、本一般条項を遵守した利用の際に印刷した情報の保存を除く。）。
 - (2)本サービスで提供される情報を利用した商品を生産すること。
 - (3)本サービスで提供される情報またはそれを翻訳・翻案したものを新聞、雑誌、情報サービスなどの各種メディアおよび各種サイト、メールサービス等に転載、投稿すること。
5. 顧客は、本サービスを利用するために必要な機器およびソフトウェアを用意または購入することに同意する。
6. 顧客が第5条に従って必要なソフトウェアを導入していなかった場合に発生する同ソフトウェアの著作権にかかわる問題については顧客が責任をもって解決し、日経デジタルメディアおよび代理店には一切迷惑をかけない。
7. 顧客は、別紙「日経テレコン 21 料金表」（以下、別紙という）の定めに従い、本サービスの対価として、当初料金、月基本料金（本サービスの利用の有無・内容に関わらず支払が必要となる固定料金）および情報利用料金（別紙記載の情報を表示させた場合に発生する料金）を支払う。顧客は、月末締めで当初料金（契約時に1回限り）、当月の月基本料金および情報利用料金の請求を代理店から受けた後1ヵ月以内に、代理店の指定する銀行口座にその料金全額を振り込み支払う。
8. 日経デジタルメディアは別紙記載の料金を、顧客に対して1ヵ月前までに文書または本サービスの画面で通知したうえで改定することができる。
9. 本契約の有効期限は表面記載の利用開始日から1年経過後の月末日までとするが、期間満了日の30日前までに顧客、代理店のいずれからも文書による解約の申し出がないときは1年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、顧客が手形および小切手の不渡りを出したとき、破産、民事再生、会社更生の手続き開始の決定がなされた場合、その他これに準ずる場合は本契約は自動的に終了する。また顧客が本契約に規定された義務のうち、いずれか1つにでも違反した場合は代理店は顧客へ通知することにより本契約を終了させることができる。
10. 本サービスは、日経デジタルメディアが信頼できると考える筋から取得されるが、その正確性、完全性は保証されない。日経デジタルメディアは、本サービスの誤りを訂正するため自己の費用で合理的な努力を尽すが、日経デジタルメディアの責任はそのような訂正の費用に限定される。
11. 日経デジタルメディアは、本サービスの提供、本サービス中の中断、本サービス中の事故等によって、直接または間接的に生じた顧客またはそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わない。また、顧客は本サービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に日経デジタルメディアおよび代理店を引き込まないことに同意する。
12. 顧客は本サービスを利用することにより得た個人情報について、プライバシーの尊重と個人情報の保護に十分留意し、適切な方法で利用し、管理することに同意する。
13. 顧客または顧客の所属する企業もしくはその役員は、次の各号のいずれにも該当せず、次の各号のいずれにも関与していないことを表明し、保証する。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
 - (2)前号以外で、反社会的勢力に該当する者。反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、又は市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団又は個人をいう。
14. 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって顧客が本サービスを利用できなかった場合、日経デジタルメディアおよび代理店は本契約の不履行の責任を負わない。
15. 顧客は日経デジタルメディアの書面による同意なしに本契約に基づく権利、義務を譲渡することはできない。
16. 本契約に関する一切の紛争の専属的管轄裁判所は東京地方裁判所とする。
17. 本契約に定めていない事項または本契約に関する疑義が生じた場合、当事者は信義誠実の原則に従って協議するものとする。